日進市
愛西市
清須市
弥富市
長久手市
大治町
岐阜県　岐阜市
多治見市
海津市

五　指定年月日

平成二十九年一月二十六日

○経済産業省告示第五号

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、長崎べっ甲を同条第一項の伝統的工芸品として指定したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十九年一月二十六日

経済産業大臣　世耕　弘成

一　伝統的工芸品の名称

長崎べっ甲

二　伝統的な技術又は技法

1　生地の表面は、雁木、キサギ、トクサ等を用いて、平らにすること。

2　生地は、鏝又は金ばんを用いて熱し、万力等を用いて圧することにより張り合わせること。

3　置物の製造にあっては、ヒノキ等の木材を木型として用いて、生地を「コテづけ」により接着すること。

三　伝統的に使用されてきた原材料

使用する素材は、タイマイの甲羅、爪甲及び腹甲とすること。

四　製造される地域

長崎県　長崎市
諫早市
西海市
西彼杵郡長与町

五　指定年月日

平成二十九年一月二十六日

○経済産業省告示第六号

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、南風原花織を同条第一項の伝統的工芸品として指定したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十九年一月二十六日

経済産業大臣　世耕　弘成

一　伝統的工芸品の名称

南風原花織

二　伝統的な技術又は技法

1　南風原両面浮花織にあっては、次の技術又は技法により製織された紋織物とすること。

㈠　先染めの平織り又は平織り及びもじり織りの混合組織織りとすること。

㈡　よこ糸の打ち込みには、「手投杼」を用いること。

㈢　紋は、「花綜絖」及び「手投杼」を用い、平織りの糸を部分的に浮かせて表すこととし、絽は、「絽綜絖」及び「手投杼」又は「花綜絖」を併用し表すこと。

㈣　かすり糸を使用する場合には、染色法は、「絵図」、「真芯」、「手くくり」又は「手摺り込み」によること。

2　クワンクワン花織にあっては、次の技術又は技法により製織された紋織物とすること。

㈠　先染めの平織りとすること。

㈡　よこ糸の打ち込みには、「手投杼」を用いること。

㈢　紋は、「花綜絖」及び「手投杼」を用い、平織りを組織するよこ糸とは別の紋糸を用いて表すこと。

㈣　かすり糸を使用する場合には、染色法は、「絵図」、「真芯」、「手くくり」又は「手摺り込み」によること。

3　チップガサーにあっては、次の技術又は技法により製織された紋織物とすること。

㈠　先染めの平織りとすること。

㈡　よこ糸の打ち込みには、「手投杼」を用いること。

㈢　紋は、「竹べら」又は「手指」若しくは「花綜絖」を併用し、平織りを組織するよこ糸とは別の紋糸を用いて表わすこと。

㈣　かすり糸を使用する場合には、染色法は、「絵図」、「真芯」、「手くくり」又は「手摺り込み」によること。

4　南風原斜文織にあっては、次の技術又は技法により製織された紋織物とすること。

㈠　先染めの斜文織りとすること。

㈡　よこ糸の打ち込みには、「手投杼」を用いること。

㈢　紋は、「地綜絖」を用いて表すこと。

㈣　かすり糸を使用する場合には、染色法は、「絵図」、「真芯」、「手くくり」又は「手摺り込み」によること。

三　伝統的に使用されてきた原材料

使用する糸は、絹糸、綿糸、麻糸又は毛糸（主に羊毛糸）とすること。

四　製造される地域

沖縄県　島尻郡南風原町

五　指定年月日

平成二十九年一月二十六日

○国土交通省告示第四十九号

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第三条の二第二項において準用する同法第三条第二項の規定に基づき、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年一月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

○国土交通省告示第五十一号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年一月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第二〇四六号	笹岡　昭二	新潟県	平成二十九年一月十三日	新潟水先区
第二〇四七号	大原　智喜	神奈川県	平成二十九年一月十三日	鹿島水先区
第二〇四八号	日比野雅彦	岐阜県	平成二十九年一月十三日	清水水先区
第二〇四九号	喜寿祐次郎	奈良県	平成二十九年一月十三日	伊勢三河湾水先区
第二〇五〇号	原　秀男	東京都	平成二十九年一月十三日	伊勢三河湾水先区
第二〇五一号	間瀬　雅浩	愛知県	平成二十九年一月十三日	伊勢三河湾水先区
第二〇五二号	北里　英昭	熊本県	平成二十九年一月十三日	大阪湾水先区
第二〇五三号	山本　丈司	三重県	平成二十九年一月十三日	大阪湾水先区
第二〇五四号	鈴木　勝朗	兵庫県	平成二十九年一月十三日	大阪湾水先区
第二〇五五号	西村　誠	鹿児島県	平成二十九年一月十三日	大阪湾水先区
第二〇五六号	矢野　巖	福岡県	平成二十九年一月十三日	関門水先区
第二〇五七号	丸田　幸市	鹿児島県	平成二十九年一月十三日	関門水先区
第二〇五八号	林田　嘉信	長崎県	平成二十九年一月十三日	佐世保水先区
第二〇五九号	神戸　史朗	新潟県	平成二十九年一月十三日	酒田水先区
第二〇六〇号	岩永　憲二	福岡県	平成二十九年一月十三日	島原海湾水先区
第二〇六一号	大津　俊彦	佐賀県	平成二十九年一月十三日	島原海湾水先区
第二〇〇〇四四号	笹浪真之介	兵庫県	平成二十九年一月十三日	島原海湾水先区
第二〇〇〇四五号	中村　藤太	山口県	平成二十九年一月十三日	島原海湾水先区

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成二十六年国土交通省告示第五十六号）の一部を次のように改正する。

第五条の表中「平成二十六年一月二十七日から平成二十九年一月二十六日まで」を「平成二十九年一月二十七日から平成三十一年九月三十日まで」に改める。

附　則

この告示は、平成二十九年一月二十七日から施行する。

○国土交通省告示第五十号

札幌市からの軌道の旅客運賃の変更認可申請事案（事案番号平二十八第四〇二号）については、平成二十九年一月十七日付け国運審第四十六号により、運輸審議会から、申請どおり認可することが適当である旨の答申があったので、運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第二十九条の規定により、これを告示する。

なお、答申書の内容は、運輸審議会において、閲覧に供する。

平成二十九年一月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一